

## 医療法改正に伴う手続き等について

平成 27 年 9 月 28 日に公布された「医療法の一部を改正する法律」が、平成 28 年 9 月 1 日から施行されます。

つきましては、下記のとおり、改正後の法令に対応した医療法人の定款（財団たる医療法人については寄附行為）変更について、必要な手続きを行うとともに、医療法人の運営を適切に実施いただきますようお願いいたします。

### ・法改正に伴う医療法人の定款（寄附行為）変更について

下記のア及びイの区分に応じて、定款（寄附行為）の変更を行っていただきますようお願いいたします。なお、具体的な手続きの方法につきましては、医療課又は管轄の保健所までお問い合わせ頂きますようお願いいたします。

#### ア 社会医療法人、大規模の法人及び現行定款に理事会の規定がない法人

→平成 30 年 8 月 31 日までに変更申請を行うこと。

#### イ ア以外の法人

→期限等は設けませんので、附帯業務の追加など他の項目の定款変更認可申請の際を活用するなど、必要に応じて変更してください。

### ・その他の留意事項

定款変更を行わない場合においても、法令の規定が優先されるため、[「医療法人の機関について」](#)(平成 28 年 3 月 25 日付け医政発 0325 第 3 号厚生労働省医政局長通知)を参照の上、会議の運営、役員の選任、議事録の作成など、適切な法人運営を行ってください。

担当	医療課医務・看護担当
電話	075-414-4754